

香芝市農地利用最適化推進委員候補者募集要項

1 募集の内容

- (1) 募集人数（定数） 各区域 1 人

地区名	区 域
第 1 地区	五位堂、五位堂一丁目～六丁目、鎌田、良福寺、磯壁、磯壁一丁目～七丁目
第 2 地区	下田、下田西一丁目から四丁目、下田東一丁目～五丁目、五ヶ所狐井、北今市、北今市一丁目～七丁目、逢坂、逢坂一丁目～八丁目、西真美一丁目～三丁目、すみれ野一丁目～二丁目、旭ヶ丘一丁目～五丁目、真美ヶ丘一丁目～七丁目、別所、瓦口
第 3 地区	穴虫、畑、畑一丁目～七丁目、高山台一丁目～三丁目 藤山一丁目～二丁目、本町
第 4 地区	高、上中、平野、今泉、尼寺、尼寺一丁目～三丁目、白鳳台一丁目～二丁目、関屋、田尻、関屋北一丁目～八丁目

- (2) 任期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）
(3) 身分 香芝市の特別職の非常勤職員
(4) 報酬 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年条例第 3 7 号）に基づく報酬額

2 主な業務内容

- (1) 毎月開催される農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議・決定、これらに関連する現地調査
(2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など）、農地の利用状況調査
※上記の活動に対しては、委員の方に活動記録簿を毎月記入していただき、農業委員会への提出が必要となります。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、かつ、委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 原則として、香芝市に住所を有する者
- (2) 香芝市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 香芝市の職員でない者

ただし、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮刑（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者を除きます。

4 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要事項を記入の上、郵送又は持参により農業委員会事務局へ御提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は、返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

様式は、農業委員会窓口にも備えるほか、香芝市ホームページからダウンロードすることもできます。

農業者からの推薦	第 1 号様式（第 5 条関係）
農業者が組織する団体からの推薦	香芝市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書
農業者が自ら応募	第 2 号様式（第 6 条関係） 香芝市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

(2) 受付期間

令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金曜日）から令和 7 年 1 2 月 1 1 日（木曜日）まで【必着】

※持参される場合は、市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに提出してください。

※推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を整理し、受付期間の中間及び期間終了後に香芝市ホームページで公表します。

5 選考方法・結果の通知

香芝市農業委員会において、所定の手続を経て選考します。なお、選考結果は、令和 8 年 2 月上旬に応募者・被推薦者全員に通知します。

6 提出先・問い合わせ先

〒639-0292

香芝市本町1 3 9 7 番地

香芝市農業委員会事務局（香芝市役所本庁2階）

電話番号 0 7 4 5 - 4 4 - 3 3 2 2